

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
一五〇〇番七四地先まで 番七四地先から同市福岡二丁目 ふじみ野市福岡二丁目一五〇〇		区 間
一六・〇〇〃 一八・六〇	一六・〇〇〃 一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
七五・七八		延長 (メートル)
る 基づく承認工事によ 道路法第二十四条に		備 考